

# 廿日市市立阿品台中学校生徒指導規程

## 第1章 総 則

この規程は、廿日市市立阿品台中学校で学校教育を受ける生徒の人格の完成をめざし、教職員、保護者が協力して生徒の健やかな成長を図るために定める。また、義務教育9年間の見通しを持った指導について、共通認識・共通実践を図るためのものである。

(目的)

第1条 この規程は、廿日市市立阿品台中学校の学校教育目標を達成するためのものであり、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

## 第2章 学校生活に関すること

(登下校)

第2条 登下校については、次のことを指導する。自宅を出て、自宅に帰るまでを学校の教育活動とする。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校する。

(1) 徒歩通学

交通規則及び通学路を守り、通学途中の安全に注意する。通学は原則として徒歩とする。（自転車通学は禁止）

(2) 通学時は、通学バッグ・サブバッグを使用する。

(登校・遅刻・欠席・早退・外出・下校)

第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、次のように定める。

(1) 登校

登校の時は、決められた通学路を通り、店等に寄り道したり、買い食いをしたりしない。

日課の開始時刻は8:20とする。**8:15までには必ず正門を通り**、教室に入って朝の活動の準備をする。

(2) 遅刻

8:15までに保護者が、遅刻の理由を学校に連絡する。**遅刻して登校した時には、職員室に報告し「遅刻カード」に記入して**、授業場所へ行き教科担任に渡す。

(3) 欠席

8:15までに保護者が、欠席の理由を学校に連絡する。

(4) 早退

早退することがわかっている場合は、事前に保護者から担任に、理由、時間、早退時の下校方法等を連絡する。

また、病気・けが等で早退する場合は、養護教諭、担任と相談し、家庭と連絡を取ってから早退させる。

(5) 外出

登校以後は原則、校外へは出ない。特別な理由がある場合は、担任に申し出て職員室に連絡し許可を得る。

(6) 下校

下校の時は、決められた通学路を通り、店等に寄り道したり、買い食いをしたりしない。

平日における生徒の下校時間は原則17:00とし、生徒会活動・部活動等がある生徒は次の通りとする。完全下校15分前には活動を終える。

3月 ～新人大会まで … 18:00 新人大会后 ～文化祭まで … 17:30

文化祭後 ～12月 … 17:15 1月 ～2月 … 17:30

学校長の承諾を得た上で、中体連主催の春季大会・駅伝大会、コンクール等の1週間前から、顧問指導のもと30分延長して活動することができる。（部活動に関する規定については、別に定める）

(服装・容儀・頭髪等)

第4条 制服・容儀・頭髪については、次のことを指導する。

＊ 改善が見られない場合、現状の回復を図るため特別な指導を行う。

(1) 生徒手帳を必ず携帯する。 (2) 学校内外の学習活動及び登下校時は、本校規定の制服を正しく着用する。

<男子>

◎上 衣 ○冬 季 (10月～5月) 本校規定のブレザー、本校規定のネクタイ、白のカッターシャツ

○夏 季 (6月～9月) 白の半袖開襟シャツ, 青の台布

◎下 衣

本校規定のズボン、銀色の金具のベルト（ロゴや模様は不可）

<女子>

◎上 衣

○冬 季 (10月～5月)

本校規定のブレザー、

本校規定の角襟カッターの白のブラウス

本校規定の青の棒ネクタイ

◎下 衣

本校規定の、合わせひだのついた青のつりスカート（スカート丈は膝全体が隠れる程度）

<男女共通>

○靴下 白のスクールソックス（くるぶしから**10cm程度**上の丈、ワンポイントは可、くるぶしソックス・メッシュ・ルーズソックス等は不可）

○靴 白のひも付き運動靴（色付きのマークやラインが入っていないもの、くるぶしが出るもの）

○セーター 黒・紺・グレーの**Vネックで無地**（カーディガンは不可）

(3) シャツを出す、ズボンをずらす、スカートを短くする、シャツやブラウスのボタンを外す、棒ネクタイをゆるく結ぶ、セーターの袖や裾を出す、ポケットに手を入れて移動する等、だらしない格好をしない。

(4) 授業中や掃除時間等に暑ければブレザーを脱いでもよい。ただし、次の点を厳守する。

① ネクタイ（冬服）、棒タイをきちんと付け、袖まくりはしない。 ② 名札（夏季は台布の上に名札）を付ける。

③ **白で無地の下着**を着用し、色、文字、イラスト等が透けるTシャツ等は着用しない。 ④

(5) 移行期間は、夏服・冬服・冬服でブレザーを脱いだ状態（**セーターのみで過ごすことは不可**）の3種類の中から選択する。移行期間は気候によって2～4週間の期間を設定する。

(6) 頭髪は、中学生として極端な髪型を避け、学習や運動にふさわしい、清潔な髪型にする。

なお、極端な髪型とは、頭髪が次のようなものを指す。以下の髪型は禁止

①**左右の長さが非対称である。** ②**斜めに切っている。** ③**極端に前髪と後ろ髪が(短い又は長い)**

④**ツーブロック（左右や後ろの生え際から短く刈り上げ、その途中から極端に長くする髪型）**段差を極端につけない。

<男子>

① 後ろは襟にかからないようにする。横は耳にかからないようにする。前髪が**完全にまゆから**出ないようにする。

② **整髪剤(ワックスやジェル・スプレー等)**をつけたり、髪を脱色・染色したりしない。

<女子>

① **髪が肩にかかるようになったら**, 耳より下の位置でゴムで結ぶか、三つ編みにする。ゴムの色は、黒、茶、紺とする。

② 前髪は**完全にまゆから**出ないようにする。横髪が垂れる場合は、ピン（色は紺か黒）で留める。

③ **整髪剤(ワックスやジェル・スプレー等)**をつけたり、髪を脱色・染色したりしない。 ④ **ピンを前髪に使用しない。**

(7) 上履き・体育館シューズ

① 学校指定のものを使用する。 ② 必ず記名し、落書きをしない。 ③ 体育館シューズは体育館のみで使用する。

(8) 靴のかかとは踏まない。

(化粧・装飾・装身具・不要物等)

第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを指導する。

＊ 違反があった場合、学校で預かり保護者へ返却する。継続する場合や、事実が重大な場合は、特別な指導を行う。

(1) **口紅（色つきや香料付きリップクリームを含む）**、マスカラ等の化粧類をしない。

(2) マニキュア等の爪や体への装飾をしない。爪はこまめに切る。

(3) **無香料の制汗剤・日焼け止め**は、許可する。（匂いのする物は禁止）

(4) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、サングラス、カラーコンタクト、ミサンガ等の装身具をつけない。

(5) まゆ毛はそり落としを含め、加工しない。また、まつげの加工をしない。（アイプチなど）

(6) 手袋、マフラー（**スヌードは不可**）は正しく使用し、校舎内においては使用しない。

(7) 携帯カイロは持参してもよいが、授業中はずさず、校内に捨てずに持ち帰る。

(8) マスクについては、風邪や花粉症等の事情がある場合のみ、白のマスクを着用。ただし、儀式や合唱等では、原則としてマスクを外す。

(9) 携帯電話や情報通信機器、カメラ、ゲーム類、マンガ、化粧品、菓子、装飾品、鏡、カッターナイフ等危険物、その他学校における学習活動に必要でないものは、持参しない。ただし、かばんのキーホルダーは10cm以内のものを**1つだけ**許可する。

(10) 飲み物について

①ペットボトルを持参する場合は、ペットボトルに必ずカバーをする。②飲み物は、お茶又は水・スポーツドリンクを持参する。

## （校内の生活）

第6条 校内の生活については、次のことを指導する。

- (1) あいさつ
  - ① 校内や登下校において、お互いに気持ちのよいあいさつ・会釈をする。
  - ② 授業や行事・集会等では、礼儀正しく大きな声であいさつをする。
  - ③ 職員室や保健室に入るときには、きちんと礼をして、用件をハッキリ伝える。
- (2) 授業
  - ① 持ち物には必ず記名する。 ② 時間を守る。
  - ③ 授業時の挨拶、返事、言葉づかいを大切にする。 ④ 学習については、各教科担任の指示に従う。
  - ⑤ 授業見学等、授業に参加できない場合は、生徒手帳等により保護者が届け出る。
- (3) 休憩時間
  - ① 学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。
  - ② 移動教室以外は、用のない他の館や、他学年の階には行かない。
  - ③ 他の学級には入らない。 ④ 校内放送がかかったら、静かに聞く。
  - ⑤ 廊下等、校舎内を走らない。 ⑥ 学校の施設や設備、道具、草花や樹木を大切にする。
  - ⑦ 整理整頓をする。（机、ロッカー、靴箱、掃除道具入れ等）
- (4) 保健室の利用
  - ① 保健室を利用する時は、教科担任にその旨を伝え許可を得る。教科担任に「連絡カード」に記入してもらい、養護教諭にわたす。
  - ② 保健室の利用時間は、1時間を限度として、体調の回復が見込めない時は、学校から保護者へ連絡し、早退の手続きをする。
- (5) 給食
  - ① 衛生面に注意し、給食エプロンを正しく着用して給食当番等をする。
  - ② 給食当番以外の生徒は、準備ができるまで廊下等で待機する。
  - ③ 給食時間終了（通常13:05）までは、自分の席に着き、教室外へは出ない。
- (6) 掃除
  - ① 掃除は、お互いに協力し合い、まじめに時間いっぱい取り組む。（阿中の伝統の継承）
  - ② 校舎や校具を大切にし、進んで環境美化に心がける。
- (7) 教育相談  
生徒・保護者は相談したいことがある場合、スクールカウンセラーを利用できる。
- (8) 部活動
  - ① 部活動は、原則3年間変わらず、続けて活動する。 ② 定期テストの前は、一定期間部活動は停止とする。
  - ③ 服装は、体育の服装または学校で指定された練習着で活動する。 ④ 当番を決め、下校放送を行う。
- (9) その他
  - ① **夜間や休日等の学校の入退校は、制服着用**とする。（私服は禁止）
  - ② 学校内の施設設備や物品を破損したり、紛失したりした場合は、担任・職員室に届け出る。破損や紛失については、原則実費弁償とする。場合によっては、関係機関と連携する。
  - ③ 卒業生や部外者の、学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は、職員室に連絡する。学校の敷地内に入り、指導したにもかかわらず、校外に移動しない場合、関係機関と連携する。
  - ④ 保護者に送迎してもらおう場合、学校の正門前付近での乗降車はしない。

## 第3章 校外での生活に関すること

この章は、保護者責任の観点から、その指導内容も記載する。本章の内容は学校・家庭・関係機関と連携を取り指導する。

### （校外の生活）

第7条 校外での生活については、次のことを指導する。

- (1) 外出の際は、「誰」と「どこへ」、「用件」及び「帰宅時間」を明らかにし、必ず保護者に伝えてから外出する。
- (2) **責任ある引率者の同伴なく**、飲食店や、ゲームセンター、カラオケボックス、ネットカフェ、遊泳場等の娯楽施設には入らない。保護者は、広島県青少年健全育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては、同伴の場合であっても、夜間の利用はしないようにする。
- (3) 夜間外出や夜間徘徊、危険を伴う場所への出入り等は禁止。保護者は夜間、生徒を外出や外泊させないようにする。
- (4) 交通規則を守り、事故に遭わないよう気をつける。自転車の二人乗りや、危険な乗り方をしない。保護者は生徒に、道路交通法に違反させないようにする。
- (5) アルバイトは禁止する。

- (6) 本校・本市では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については、家庭でのルールづくりや、携帯電話の保管、フィルタリング等に努め、子どもの利用状況を把握する。
- (7) 虐待やネグレクト  
保護者に虐待やネグレクトが疑われる場合は、学校から関係機関に通告する。

## 第4章 特別な指導に関すること

### （特別な指導）

社会で許されないことは、学校においても許されないことである。特別な指導は、生徒が深刻な問題行動を起こした場合に、落ち着いた場所で自らの態度・行動を振り返らせ（必要に応じて諸機関と連携をとりながら）、再発防止・生活改善にむけて適切な態度・行動ができるように指導するものである。実施にあたっては、学校長の承諾のもと学校体制として取り組む。

### （特別な指導の対象となる問題行動）

第8条 次の問題行動に対し、教育上必要と認められる場合は、学校長の承諾のもと特別な指導を行う。指導にあたっては、発達段階や常習性を配慮する。

- (1) 法令・法規に違反する行為
  - ① 万引き・窃盗等
  - ② 喫煙・飲酒
  - ③ 暴力・威圧・強要行為
  - ④ 公共建造物・備品等器物破損
  - ⑤ 交通違反
  - ⑥ 性に関する事案
  - ⑦ 薬物乱用
  - ⑧ 刃物等持参
  - ⑨ その他
- (2) 学校の校則等に違反する行為
  - ① 不要物を持ち込んだ場合
  - ② 服装・頭髪違反が繰り返される場合
  - ③ 登校後の無断外出、無断早退
  - ④ 人としてマナーに反する言動を行った場合
  - ⑤ 不正行為（テスト等のカンニング）
  - ⑥ 生徒間暴力があった場合
  - ⑦ 器物破損・破壊行為があった場合
  - ⑧ 携帯電話やインターネットにより、他人を誹謗中傷したり、不正な利用をしたりした場合
  - ⑨ 指導に従わなかった場合（指導無視・暴言・エスケープ・授業妨害行為等）
  - ⑩ いじめに加わっている場合
  - ⑪ 家出及び夜間徘徊
  - ⑫ 金品強要
  - ⑬ 不健全娯楽や不純異性交遊等
  - ⑭ その他、学校が教育上、指導を必要とすると判断した場合

### （特別な指導の内容）

第9条 特別な指導の内容は、次の通りとする。ただし、指導にあたっては、ねらいや期間、指導計画等を教職員、対象生徒・保護者に周知させる。

- (1) 別室における指導（原則）  
（1～2時間→半日→1日→2～5日）※振り返りの様子を見て判断する。  
別室において自らの態度・行動を振り返らせ、①事実の整理、②問題点の明確化（日常生活の振り返り）、③改善にむけて目標・具体的取組の設定等を行う。特に指定がない場合は、教科指導を行う。
- (2) 奉仕活動  
奉仕活動は、懲罰としてではなく、**再出発するために心をきれいにしたり、心を広くしたりする活動**であることを押さえる。本人と協議の上、活動内容・期間等を自己決定させ、最後までやり切らせる。
- (3) 具体的な取組の習慣化（3週間程度）  
自分が設定した具体的な取組をチェック表、点検させ、習慣化を図る。
- (4) 学校と保護者による協議  
保護者に対して、特別な指導の方針を理解してもらい、学校と家庭が連携して指導を行うことを確認する。状況によっては、生徒指導主事、教頭、校長が参加することがある。
- (5) その他関係機関等との連携した指導等発達段階や常習性に課題がある場合は、スクールカウンセラーに相談したり、市教委・警察・子ども家庭センター等の諸機関と連携をとったりする。

### （規定の周知）

第10条 生徒を対象とする全校集会や、保護者を対象とする入学説明会、PTA総会、懇談会等を通して、直接説明を行う。また、ホームページでの公開、家庭訪問等を通して、保護者への周知徹底を図る。

（規定の施行） この規定は、平成30年4月1日より施行する。